

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修正後	修正前																																
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 目的</b></p> <p><b>3 他の計画との関係</b></p> <p>この計画は、国の防災基本計画に基づき、県の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「香川県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「香川県石油コンビナート等防災計画」等を作成する場合は、この計画と矛盾しないよう十分な調整を図るものとする。</p> <p>略</p> <p><b>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>(1) 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県</td> <td>1～9 略 10 特別警報等の市町への通知 11～19 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町</td> <td>1～8 略 9 特別警報等の住民への周知 10～20 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川労働局</td> <td>1 労働災害防止についての監督指導等 2～6 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	香川県	1～9 略 10 特別警報等の市町への通知 11～19 略	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	市町	1～8 略 9 特別警報等の住民への周知 10～20 略	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	略	略	香川労働局	1 労働災害防止についての監督指導等 2～6 略	略	略	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 目的</b></p> <p><b>3 他の計画との関係</b></p> <p>この計画は、国の防災基本計画に基づき、県の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「香川県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「香川県石油コンビナート等防災計画」を作成する場合は、この計画と矛盾しないよう十分な調整を図るものとする。</p> <p>略</p> <p><b>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>(1) 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県</td> <td>1～9 略 10 特別警報の市町への通知 11～19 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町</td> <td>1～8 略 9 特別警報の住民への周知 10～20 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川労働局</td> <td>1 産業労働災害防止についての監督指導 2～6 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	香川県	1～9 略 10 特別警報の市町への通知 11～19 略	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	市町	1～8 略 9 特別警報の住民への周知 10～20 略	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	略	略	香川労働局	1 産業労働災害防止についての監督指導 2～6 略	略	略
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																
香川県	1～9 略 10 特別警報等の市町への通知 11～19 略																																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																
市町	1～8 略 9 特別警報等の住民への周知 10～20 略																																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																
略	略																																
香川労働局	1 労働災害防止についての監督指導等 2～6 略																																
略	略																																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																
香川県	1～9 略 10 特別警報の市町への通知 11～19 略																																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																
市町	1～8 略 9 特別警報の住民への周知 10～20 略																																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																
略	略																																
香川労働局	1 産業労働災害防止についての監督指導 2～6 略																																
略	略																																

修正後		修正前	
大阪航空局 (高松空港事務所)	1～3 略	大阪航空局 (高松空港事務所)	1～3 略 4 遭難航空機の捜索及び救助
国土地理院 四国地方測量部	1～3 略 4 災害復旧・復興にあたって、 <u>国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施及び公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言に関すること</u>	国土地理院 四国地方測量部	1～3 略 4 災害復旧・復興にあたって、 <u>位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法第36条に基づく、実施計画書の技術的助言の実施</u>
大阪管区气象台 (高松地方气象台)	1 略  2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説  3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言  5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	大阪管区气象台 (高松地方气象台)	1 略 2 気象業務に必要な観測体制の充実並びに、予報・通信等の施設及び設備の整備 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達、並びに防災関係機関や報道機関を通じた住民への周知 4 緊急地震速報に関する利用の心得などの周知・広報 5 避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、気象状況の推移やその予想の解説等 7 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
略	略
(独)国立病院機構 中国四国グループ	略
略	略
四国電力(株) 四国電力送配電(株) 中国電力(株) 中国電力ネットワーク(株)	略
略	略

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
略	略
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送	略

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
略	略
(独)国立病院機構 中四国ブロック事務所	略
略	略
四国電力(株)  中国電力(株)	略
略	略

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
略	略
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送	略

修正後		修正前	
西日本放送(株) R S K山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川		西日本放送(株) 山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	
略	略	略	略
(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県下水道公社	1 流域下水道の下水処理施設における被害調査の協力 2 流域下水道の下水処理施設における災害応急対応の協力	香川県下水道公社	1 県の下水道の防災対策及び災害応急対策の実施
略	略	略	略
<b>第2章 災害予防計画</b> <b>第1節 治山対策計画</b> <b>1 現況</b> 本県の民有林には、山地災害危険地区が 3,404 箇所あり、その内訳は、崩壊土砂流出危険地区 2,093 箇所、山腹崩壊危険地区 1,309 箇所、地すべり危険地区 2 箇所となっている。		<b>第2章 災害予防計画</b> <b>第1節 治山対策計画</b> <b>1 現況</b> 本県の民有林には、山地災害危険地区が 3,402 箇所あり、その内訳は、崩壊土砂流出危険地区 2,091 箇所、山腹崩壊危険地区 1,309 箇所、地すべり危険地区 2 箇所となっている。	
<b>第3節 河川防災対策計画</b> <b>1 現況</b> 本県には、一級河川が 16 河川（流路延長 87,157m）、二級河川が 275 河川（流路延長 1,007,453m）、準用河川が 116 河川（流路延長 83,137m）あり、このうち一級河川土器川水系の指定区間外については国が、その他の一級河川及び二級河川は県が管理している。また、準用河川及び法適用外の普通河川については、市町が管理している。 略		<b>第3節 河川防災対策計画</b> <b>1 現況</b> 本県には、一級河川が 16 河川（流路延長 87,157m）、二級河川が 275 河川（流路延長 1,008,126m）、準用河川が 116 河川（流路延長 83,137m）あり、このうち一級河川土器川水系の指定区間外については国が、その他の一級河川及び二級河川は県が管理している。また、準用河川及び法適用外の普通河川については、市町が管理している。 略	
<b>2 実施内容</b>		<b>2 実施内容</b>	

修正後	修正前
<p>(2) 水災防止対策の実施</p> <p>④ 避難勧告等の発令基準の設定</p> <p>市町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>洪水警報の危険度分布等により</u>具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくいことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>⑦ 洪水ハザードマップの作成・普及</p> <p>略</p> <p>このことから、市町において、これらの区域を「<u>早期の立退き避難が必要な区域</u>」として適切に設定し、洪水ハザードマップに表示するよう努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>第4節 海岸防災対策計画</p> <p>1 現況</p> <p>略</p> <p>このうち、海岸保全区域指定済延長は <u>287</u> k m となっており、順次高潮対策事業等を実施している。</p> <p>第5節 雨水出水防災対策計画</p>	<p>(2) 水災防止対策の実施</p> <p>④ 避難勧告等の発令基準の設定</p> <p>市町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>同様に</u>具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくいことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>⑦ 洪水ハザードマップの作成・普及</p> <p>略</p> <p>このことから、市町において、これらの区域を「<u>早期の避難が必要な区域</u>」として適切に設定し、洪水ハザードマップに表示するよう努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>第4節 海岸防災対策計画</p> <p>1 現況</p> <p>略</p> <p>このうち、海岸保全区域指定済延長は <u>284</u> k m となっており、順次高潮対策事業等を実施している。</p> <p>第5節 雨水出水防災対策計画</p>

修正後	修正前
<p><b>1 現況</b></p> <p>県が所管する流域下水道については、内水排除を目的とした下水道施設の整備は行っておらず、市町が所管する公共下水道及び都市下水路については、市町自らの公共下水道及び都市下水路の雨水計画に基づく整備を行っている。</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) 雨水出水対策工事の実施</p> <p>市町の公共下水道事業計画及び都市下水路事業計画に基づき、雨水排除施設である管渠やポンプ場の工事を実施している。</p> <p><b>第6節 ため池等農地防災対策計画</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(3) ため池ハザードマップの作成、普及啓発</p> <p>市町は、防災重点農業用ため池について、浸水想定区域図を作成するとともに、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路を示すハザードマップの作成、普及啓発を図るものとし、県はこれを支援する。</p> <p><b>第14節 危険物等災害予防計画</b></p> <p><b>1 概要</b></p> <p>本県には、消防法に基づく危険物施設が <u>3,876</u> 施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造施設等が <u>2,139</u> 施設、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が <u>97</u> 施設、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が <u>41</u> 業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。</p> <p><b>2 施設の安全性の確保</b></p> <p>(1) 県、市町、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。</p>	<p><b>1 現況</b></p> <p>県が所管する流域下水道については、内水排除を目的とした下水道施設の整備は行っておらず、市町が所管する公共下水道については、市町自らの公共下水道の雨水計画に基づく整備を行っている。</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) 雨水出水対策工事の実施</p> <p>市町の公共下水道事業計画に基づき、雨水排除施設である管渠やポンプ場の工事を実施している。</p> <p><b>第6節 ため池等農地防災対策計画</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(3) ため池ハザードマップの作成、普及啓発</p> <p>市町は、防災重点ため池について、浸水想定区域図を作成するとともに、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路を示すハザードマップの作成、普及啓発を図るものとし、県はこれを支援する。</p> <p><b>第14節 危険物等災害予防計画</b></p> <p><b>1 概要</b></p> <p>本県には、消防法に基づく危険物施設が <u>4,121</u> 施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造施設等が <u>2,211</u> 施設、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が <u>96</u> 施設、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が <u>43</u> 業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。</p> <p><b>2 施設の安全性の確保</b></p> <p>県、市町、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。</p>

修正後	修正前
<p>略</p> <p>(2) <u>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p> <p><b>第18節 ライフライン等災害予防計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>県（下水道課）、市町、香川県広域水道企業団、<u>四国総合通信局</u>、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、(独)水資源機構、四国電力(株)香川支店、<u>四国電力送配電(株)高松支社</u>、中国電力(株)岡山支社、<u>中国電力ネットワーク(株)</u>、四国ガス(株)高松支店、N T T 西日本(株)香川支店、(株)N T T ドコモ四国支社</p> <p><b>1 電気施設</b></p> <p>略</p> <p>また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。</p> <p><u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><b>第19節 防災施設等整備計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>県（危機管理課、道路課、河川砂防課、港湾課）、警察本部、市町、香川県広域水道企業団、<u>四国総合通信局</u>、四国地方整備局、高松海上保安部、高松地方気</p>	<p>略</p> <p>(新設)</p> <p><b>第18節 ライフライン等災害予防計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>県（下水道課）、市町、香川県広域水道企業団、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、(独)水資源機構、四国電力(株)香川支店、中国電力(株)岡山支社、四国ガス(株)高松支店、N T T 西日本(株)香川支店、(株)N T T ドコモ四国支社</p> <p><b>1 電気施設</b></p> <p>略</p> <p>また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。</p> <p><b>第19節 防災施設等整備計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>県（危機管理課、道路課、河川砂防課、港湾課）、警察本部、市町、香川県広域水道企業団、四国地方整備局、高松海上保安部、高松地方气象台、(株)N T T</p>

修正後	修正前
<p>象台、(株)NTTドコモ四国支社</p> <p><b>4 通信施設等</b></p> <p>(1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、<u>地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて</u>、消防庁、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。</li> </ul> <p>略</p> <p><b>第20節 防災業務体制整備計画</b></p> <p><b>3 民間事業者との連携</b></p> <p>(1) 県及び市町は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、<u>地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 県は、災害応急対策への協力が期待される建設業の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><b>7 広域防災活動体制の整備</b></p> <p>(3) 県及び市町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、<u>その機能強化に努めるものとする。</u></p>	<p>ドコモ四国支社</p> <p><b>4 通信施設等</b></p> <p>(1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、<u>大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ</u>、消防庁、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。</li> </ul> <p>略</p> <p><b>第20節 防災業務体制整備計画</b></p> <p><b>3 民間事業者との連携</b></p> <p>県及び市町は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p><b>7 広域防災活動体制の整備</b></p> <p>(新設)</p>

修正後

第21節 保健医療救護体制整備

7 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の整備

第22節 緊急輸送体制整備計画

1 緊急輸送路の指定等

(2) 港湾

① 防災機能強化港(救助、輸送活動等を行う港湾)

高松港、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。

【第1次輸送確保路線】

路線名	区間
略	略
国道436号	<u>土庄町吉ヶ浦～土庄町甲、土庄町甲～小豆島町安田</u>
略	略
県道三木津田線	さぬき市津田町津田
県道坂手港線	<u>小豆島町安田～坂手(全線)</u>
県道白鳥引田線	東かがわ市引田
略	略
県道詫間仁尾線	三豊市詫間町詫間
県道本町小瀬土庄港線	<u>土庄町甲～土庄町甲</u>
市道郷東中央線	高松市郷東町
略	略

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。(高松港(朝日地区の①及び朝日C地区)、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、丸亀港、詫間港、観音寺港)

【第2次輸送確保路線】

路線名	区間
略	略
県道三木国分寺線	<u>高松市三谷町～三名町</u>
略	略
県道善通寺多度津線	善通寺市上吉田町～稲木町、善通寺市生野町～上吉田町、多度津町葛原～栄町
(削除)	(削除)

修正前

第21節 保健医療救護体制整備

7 災害時健康危機管理支援チームの整備

第22節 緊急輸送体制整備計画

1 緊急輸送路の指定等

(2) 港湾

① 防災機能強化港(救助、輸送活動等を行う港湾)

高松港、坂出港、三本松港、津田港、内海港、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。

【第1次輸送確保路線】

路線名	区間
略	略
国道436号	<u>土庄町～小豆島町安田</u>
略	略
県道三木津田線	さぬき市津田町津田
県道白鳥引田線	東かがわ市引田
略	略
県道詫間仁尾線	三豊市詫間町詫間
市道郷東中央線	高松市郷東町
略	略

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。(高松港(朝日地区の①及び朝日C地区)、坂出港、三本松港、津田港、内海港、土庄港、丸亀港、詫間港、観音寺港)

【第2次輸送確保路線】

路線名	区間
略	略
県道三木国分寺線	<u>高松市十川西町～国分寺町新居</u>
略	略
県道善通寺多度津線	善通寺市上吉田町～稲木町、善通寺市生野町～上吉田町、多度津町葛原～栄町
県道坂手港線	<u>小豆島町安田～坂手(全線)</u>



修正後

県道高松善通寺線	高松市中新町～丸亀市原田町
略	略

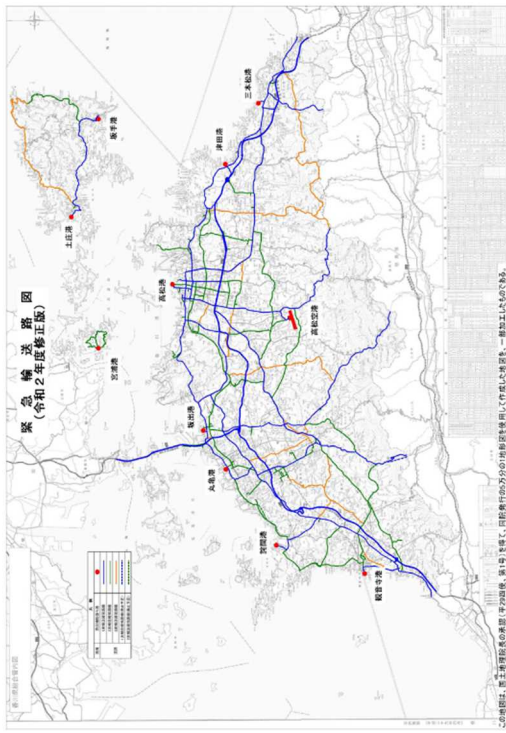
【第3次輸送確保路線】

路線名	区間
略	略
県道三木国分寺線	高松市十川西町～三谷町、高松市三名町～国分寺町新居
略	略

【防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
略	略	略	略	略
坂手港	//	//	坂手地区	→坂手港臨港道路→坂手港線
略	略	略	略	略

【緊急輸送路図】



修正前

県道高松善通寺線	高松市中新町～丸亀市原田町
略	略

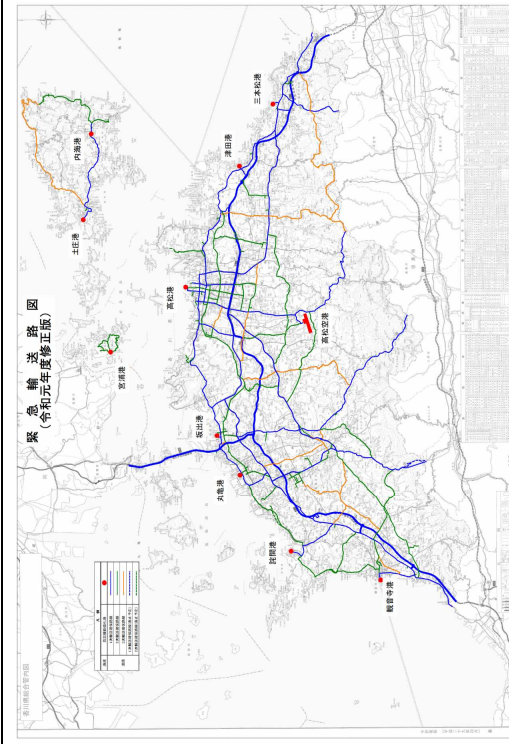
【第3次輸送確保路線】

路線名	区間
略	略
県道三木国分寺線	高松市十川西町～国分寺町新居
略	略

【防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
略	略	略	略	略
内海港	//	//	草壁地区	→国道 436 号
略	略	略	略	略

【緊急輸送路図】



修正後	修正前
<p><b>第23節 避難体制整備計画</b></p> <p><b>2 指定避難所の指定、整備</b></p> <p>(1) 略</p> <p>また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限りより多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>市町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 略</p> <p>また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、<u>マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>また、<u>必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p><b>6 避難に関する広報</b></p> <p>(2) 市町は、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難勧告等については、<u>県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メール</u>を伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に<u>防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録</u>をするよう積極的に呼びかけるものとする。</p> <p>(4) 市町は、<u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス</u>について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、<u>地域の实情や他の避難者の心情等</u>について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努</p>	<p><b>第23節 避難体制整備計画</b></p> <p><b>2 指定避難所の指定、整備</b></p> <p>(1) 略</p> <p>また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。</p> <p>市町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 略</p> <p>また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p><b>6 避難に関する広報</b></p> <p>(2) 市町は、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難勧告等については、<u>県防災情報システムによるメール配信</u>を伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前にメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。</p> <p>(新設)</p>

修正後	修正前
<p><u>め、これを周知するものとする。</u></p> <p><b>7 避難計画の策定</b></p> <p>略</p> <p>市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。</p> <p><u>また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における3密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策を推進し、県はこれを支援する。</u></p> <p>市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。</p> <p><b>第24節 食料、飲料水及び生活物資確保計画</b></p> <p><b>1 食料等の確保</b></p> <p>(1) 県及び市町は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。<u>なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 県及び市町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した<u>在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</u></p>	<p><b>7 避難計画の策定</b></p> <p>略</p> <p>市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。</p> <p>市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。</p> <p><b>第24節 食料、飲料水及び生活物資確保計画</b></p> <p><b>1 食料等の確保</b></p> <p>(1) 県及び市町は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。</p> <p>(3) 県及び市町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p>

修正後	修正前
<p><b>2 飲料水の確保</b></p> <p>(2) 県及び市町は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。<u>なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 県及び市町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p> <p><b>3 生活物資の確保</b></p> <p>県及び市町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p> <p>また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。<u>なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。</p> <p><b>5 物資の集積拠点の指定</b></p> <p>(1) 県は、他県等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分</p>	<p><b>2 飲料水の確保</b></p> <p>(2) 県及び市町は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。</p> <p>(3) 県及び市町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p> <p><b>3 生活物資の確保</b></p> <p>県及び市町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p> <p>また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。</p> <p><u>なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。</u></p> <p><b>5 物資の集積拠点の指定</b></p> <p>(1) 県は、他県等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分</p>

修正後

修正前

け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとする。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。

(2) 市町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとする。

け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定しておく。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。

(2) 市町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定しておくものとする。

【一次(広域)物資拠点支援施設】

番号	事業者(設置者)名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラック	高松市朝日町 6-8-3
2	略	略	略	略
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラック	観音寺市大野原町大野原 3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラック	観音寺市大野原町大野原 3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラック	綾歌郡宇多津町吉田 4001-39
6	四国名鉄運輸(株)	中讃営業所	トラック	丸亀市飯山町西坂元 472-1
7	略	略	略	略
8	略	略	略	略
9	略	略	略	略
10	(株)朝日通商	仕上加工工場倉庫	その他	高松市国分寺町新名 1785-2
11	(株)朝日通商	本社新倉庫	倉庫	高松市国分寺町新名 1580
12	綾川町	道の駅「滝宮」	道の駅	綾歌郡綾川町滝宮字川西 1578
13	三豊市	道の駅「たからだの里さいた」	道の駅	三豊市財田町財田上 180-6

【一次(広域)物資拠点支援施設】

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラックターミナル	高松市朝日町 6-8-3
2	略	略	略	略
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラックターミナル	観音寺市大野原町大野原 3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラックターミナル	観音寺市大野原町大野原 3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラックターミナル	綾歌郡宇多津町吉田 4001-39
6	四国名鉄運輸(株)	中讃営業所	倉庫	丸亀市飯山町西坂元 472-1
7	略	略	略	略
8	略	略	略	略
9	略	略	略	略

第25節 文教災害予防計画

3 文化財の保護

県及び市町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第25節 文教災害予防計画

3 文化財の保護

県及び市町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

修正後	修正前
<p>第27節 要配慮者対策計画</p> <p>2 在宅の避難行動要支援者の対策</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>(5) 難病患者への対応のため、県は、市町との連携を図る。また、県及び市町は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。</p> <p>3 福祉避難所の指定等</p> <p>(1) 市町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。</p> <p>(2) 市町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。</p> <p>4 外国人の対策</p> <p>(3) 県は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、通訳ボランティア等の確保を図る。</p> <p>5 避難行動要支援者からの情報提供</p> <p>第30節 自主防災組織育成計画</p> <p>1 地域住民の自主防災組織</p> <p>(1) 略</p>	<p>第27節 要配慮者対策計画</p> <p>2 在宅の避難行動要支援者の対策</p> <p>(5) 市町は、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定及び福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成に努める。</p> <p>(6) 市町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。</p> <p>(7) 難病患者への対応のため、県は、市町との連携を図る。また、県及び市町は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>3 外国人の対策</p> <p>(3) 県は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。</p> <p>4 避難行動要支援者からの情報提供</p> <p>第30節 自主防災組織育成計画</p> <p>1 地域住民の自主防災組織</p> <p>(1) 略</p>

修正後	修正前
<p>市町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、<u>自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努めるものとし、</u>県はこれを支援する。</p> <p>略</p> <p><b>第31節 被災動物の救護体制整備計画</b></p> <p><b>3 指定避難所における動物の適正飼養対策</b></p> <p>県は、指定避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。</p> <p>市町は、指定避難所での混乱を避けるため、動物との同行避難者を受け入れられる施設<u>の選定、住民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。</p> <p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第2節 広域的応援計画</b></p> <p><b>1 県の応援要請等</b></p> <p><b>(3) 国に対する応援要請等</b></p> <p>① 県は、地方公共団体間の応援要請等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、「被災市区町村応援職員確保システム」などを活用し、<u>他の都道府県等</u>が県又は市町を応援することを求めるよう、要請する。</p> <p><b>8 他都道府県等への応援</b></p>	<p>市町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努めるものとし、<u>県はこれを支援する。</u></p> <p>略</p> <p><b>第31節 被災動物の救護体制整備計画</b></p> <p><b>3 指定避難所における動物の適正飼養対策</b></p> <p>県は、指定避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。</p> <p>市町は、指定避難所での混乱を避けるため、<u>あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努める。</u></p> <p>また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。</p> <p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第2節 広域的応援計画</b></p> <p><b>1 県の応援要請等</b></p> <p><b>(3) 国に対する応援要請等</b></p> <p>① 県は、地方公共団体間の応援要請等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、<u>他の都道府県が県又は市町を応援することを求めるよう、要請する。</u></p> <p><b>8 他都道府県等への応援</b></p>

修正後	修正前
<p>(2) 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援</p> <p>県は、被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱（平成30年3月23日総務省策定）に基づき、国（総務省）から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。</p> <p><u>なお、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣</p> <p>県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。</p> <p><b>9 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請</b></p> <p>大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p><b>第4節 気象情報等伝達計画</b></p> <p><b>1 風水害関係</b></p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住民等がとるべき行動」を5段階に分け、「住民等がとるべき行動」と「当該行動を住民等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「住民等がとるべき行動」、「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p>	<p>(2) 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援</p> <p>県は、被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱（平成30年3月23日総務省策定）に基づき、国（総務省）から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣</p> <p>県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。</p> <p><b>9 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請</b></p> <p>大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p><b>第4節 気象情報等伝達計画</b></p> <p><b>1 風水害関係</b></p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住民等がとるべき行動」を5段階に分け、「住民等がとるべき行動」と「当該行動を住民等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「住民等がとるべき行動」、「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p>



修正後		修正前	
略		略	
(2) 特別警報・警報・注意報・情報等		(2) 特別警報・警報・注意報・情報等	
① 特別警報		① 特別警報	
種類	発表基準等	種類	発表基準等
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 <u>もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。</u>
略	略	略	略
③ 注意報		③ 注意報	
種類	発表基準等	種類	発表基準等
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表1のいずれかの条件に該当する場合である。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表1のいずれかの条件に該当する場合である。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表3のいずれかの条件に該当する場合である。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	洪水注意報	河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表3のいずれかの条件に該当する場合である。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
略	略	略	略
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表5の条件に該当する場合である。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表5の条件に該当する場合である。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
略	略	略	略
⑥ 早期注意情報（警報級の可能性）		⑥ 早期注意情報（警報級の可能性）	
5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、2日先から5日先にかけては日単位で発表される。大雨に関して、翌日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1であ		5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、2日先から5日先にかけては日単位で発表される。大雨に関して、翌日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に相当	

修正後	修正前
<p>る。</p> <p>⑦ 気象情報</p> <p>ア 全般気象情報・四国地方気象情報・香川県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。気象情報には、台風、大雨等対象とする現象に応じて様々な種類がある。重大な災害が差し迫っている場合には、一層の警戒を呼びかけるため、見出しのみの短文で伝える香川県気象情報が発表される。</p> <p>イ 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を対象として、大雨警報発表中に記録的な1時間雨量（90mm以上）を観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合に発表される。</p> <p>ウ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、香川県全域に対して発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が香川県全域に対して発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>⑧ 特別警報・警報・注意報・情報等の伝達</p> <p>高松地方気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表した場合、気象警報等の伝達系統図に従い、県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知するように努める。</p> <p>略</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報</p> <p>① 土砂災害警戒情報の発表</p>	<p>する。</p> <p>⑦ 気象情報</p> <p>ア 全般気象情報・四国地方気象情報・香川県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表もしくは伝達する。気象情報には、台風、大雨等対象とする現象に応じて様々な種類がある。重大な災害が差し迫っている場合には、一層の警戒を呼びかけるため、見出しのみの短文で伝える香川県気象情報を発表する。</p> <p>イ 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を対象として、大雨警報発表中に記録的な1時間雨量（90mm以上）を観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合に発表する。</p> <p>ウ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、香川県全域に対して発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を香川県全域に対して発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>⑧ 特別警報・警報・注意報・情報等の伝達</p> <p>高松地方気象台が特別警報・警報・注意報等を発表した場合は、気象警報等の伝達系統図に従い、高松地方気象台は県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知させるように努める。</p> <p>略</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報</p> <p>① 土砂災害警戒情報の発表</p>

修正後

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難勧告等の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

略

(4) 指定河川洪水予報

① 土器川洪水予報

【土器川洪水予報の伝達系統図】

四国電力送配電（中央給電指令所）

【土器川洪水予報の伝達系統図 付表 洪水予報の伝達先】

四 国 運 輸 局	〃
N H K 高 松 放 送 局	〃
N H K 松 山 放 送 局	〃
陸 上 自 衛 隊 第 1 4 旅 団	防災情報提供システム （専用線以外）
四国電力送配電（中央給電指令所）	〃
西 日 本 放 送 （ R N C ）	〃
瀬 戸 内 海 放 送 （ K S B ）	〃

高松地方気象台

【香東川水系香東川洪水予報の伝達系統図】

四国電力送配電中央給電指令所

修正前

大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町長の避難勧告等の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

略

(3) 指定河川洪水予報

① 土器川洪水予報

【土器川洪水予報の伝達系統図】

四国電力（中央給電指令所）

【土器川洪水予報の伝達系統図 付表 洪水予報の伝達先】

四 国 運 輸 局	〃
陸 上 自 衛 隊 第 1 4 旅 団	〃
四国電力（中央給電指令所）	〃
N H K 高 松 放 送 局	〃
N H K 松 山 放 送 局	〃
西 日 本 放 送 （ R N C ）	防災情報提供システム （専用線以外）
瀬 戸 内 海 放 送 （ K S B ）	〃

高松地方気象台

【香東川水系香東川洪水予報の伝達系統図】

四国電力中央給電指令所

修正後

【香東川水系香東川洪水予報の伝達系統図 付表 洪水予報の伝達先】

四国運輸局	〃	TEL 087-811-9092 FAX 087-811-9099	高松地方气象台
陸上自衛隊第14旅団	防災情報提供システム (専用線以外)	TEL 0877-62-2311 FAX 0877-62-2311	
日本放送協会高松放送局(NHK)	防災情報提供システム (専用線)	TEL 087-825-0161 FAX 087-821-0362	
日本放送協会松山放送局(NHK)	〃	TEL 089-921-1117 FAX 089-921-1146	
香川県危機管理総局危機管理課	気象情報伝送処理システム	TEL 087-831-1111 FAX 087-831-8811	
中国四国管区警察局四国警察支局	防災情報提供システム (専用線)	TEL 087-821-3111 FAX 087-821-3134	
四国電力送配電中央給電指令所	防災情報提供システム (専用線以外)	TEL 087-822-8680 FAX 087-825-3023	
西日本放送(RNC)	〃	TEL 087-826-7001	
瀬戸内海放送(KSB)	〃	TEL 087-862-1119	

(5) 水防警報等

④ 四国地方整備局香川河川国道事務所及び県は、洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

2 火災気象通報等

(1) 火災気象通報等

高松地方气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を知事に通報する。知事は、速やかに市町長に通報する。

高松地方气象台が香川県へ通報する火災気象通報は次のとおり。

① 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがある。

② 対象とする区域

警報・注意報の二次細分区域(市町単位)を用いる。

③ 通報内容及び時刻

修正前

【香東川水系香東川洪水予報の伝達系統図 付表 洪水予報の伝達先】

四国運輸局	〃	TEL 087-811-9092 FAX 087-811-9099	高松地方气象台
陸上自衛隊第14旅団	〃	TEL 0877-62-2311 FAX 0877-62-2311	
日本放送協会高松放送局(NHK)	〃	TEL 087-825-0161 FAX 087-821-0362	
日本放送協会松山放送局(NHK)	〃	TEL 089-921-1117 FAX 089-921-1146	
香川県危機管理総局危機管理課	気象情報伝送処理システム	TEL 087-831-1111 FAX 087-831-8811	
中国四国管区警察局四国警察支局	防災情報提供システム (専用線)	TEL 087-821-3111 FAX 087-821-3134	
四国電力中央給電指令所	〃	TEL 087-822-8680 FAX 087-825-3023	
西日本放送(RNC)	防災情報提供システム (専用線以外)	TEL 087-826-7001	
瀬戸内海放送(KSB)	〃	TEL 087-862-1119	

(4) 水防警報等

④ 四国地方整備局河川国道事務所及び県は、洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

2 火災気象通報等

(1) 火災気象通報等

高松地方气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を知事に通報する。知事は、速やかに市町長に通報する。

火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当する場合に行う。

① 実効湿度60%以下、最小湿度35%以下、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。

② 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

修正後	修正前
<p><u>毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として香川県に通報する。この際、通報基準に該当、または該当するおそれがある場合、火災気象通報として通報し、注意すべき事項を付加する。</u></p> <p><u>また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時に通報する。</u></p> <p>(2) 火災警報</p> <p>市町長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令する<u>ことができる。</u></p> <p>【気象警報等の伝達系統図】</p> <p>市町（災害対策本部）（防災会議）<u>（水防本部）</u>（消防団）</p> <p>NHK高松放送局 ⇒ 住民 公私の団体</p> <p><u>四国電力送配電（株）</u>（中央給電指令所）</p> <p>第10節 医療救護計画</p> <p>6 <u>輸血用血液の確保</u></p> <p>第13節 避難計画</p> <p>5 避難誘導</p> <p><u>(2) 市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>6 指定避難所の開設</p> <p>(4) 略</p> <p>なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告し、<u>県は、</u></p>	<p>(2) 火災警報</p> <p>市町長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令する。</p> <p>【気象警報等の伝達系統図】</p> <p>市町（災害対策本部）（防災会議）（消防団）</p> <p>NHK高松放送局 → 住民 公私の団体</p> <p><u>四国電力（株）</u>（中央給電指令所）</p> <p>第10節 医療救護計画</p> <p>6 血液の確保</p> <p>第13節 避難計画</p> <p>5 避難誘導</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>6 指定避難所の開設</p> <p>(4) 略</p> <p>なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告するものと</p>

修正後	修正前
<p>その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。</p> <p><b>7 指定避難所の運営</b></p> <p>(6) 略</p> <p>特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p><u>また、市町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><b>第14節 食料供給計画</b></p> <p><b>1 食料の調達</b></p> <p>(1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。</u></p> <p>(6) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。</u></p> <p><b>第16節 生活必需品等供給計画</b></p> <p><b>1 生活必需品等の調達</b></p> <p>(1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県等に対して調達又は斡旋を要請する。</u></p> <p>(6) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。</u></p>	<p>する。</p> <p><b>7 指定避難所の運営</b></p> <p>(6) 略</p> <p>特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p><b>第14節 食料供給計画</b></p> <p><b>1 食料の調達</b></p> <p>(1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、<u>県に対して調達又は斡旋を要請する。</u></p> <p>(6) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、<u>国に対して調達、供給の要請を行う。</u></p> <p><b>第16節 生活必需品等供給計画</b></p> <p><b>1 生活必需品等の調達</b></p> <p>(1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、<u>県等に対して調達又は斡旋を要請する。</u></p> <p>(6) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、<u>国に対して調達、供給の要請を行う。</u></p>

修正後	修正前
<p>第17節 防疫及び保健衛生計画</p> <p>1 防疫対策</p> <p>(8) <u>市町は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>第18節 廃棄物処理計画</p> <p>2 処理方法</p> <p>(2) し尿処理</p> <p>④ <u>収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道管理者と調整する。</u></p> <p>3 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>(1) <u>県は、県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎的データや処理に係る手順を整理した県災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。</u></p> <p>(2) <u>市町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示した市町災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。</u></p> <p>(3) <u>県及び市町は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行できるようにするため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実行性の高いものとなるよう見直しを図る。</u></p>	<p>第17節 防疫及び保健衛生計画</p> <p>1 防疫対策</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 略</p> <p>第18節 廃棄物処理計画</p> <p>2 処理方法</p> <p>(2) し尿処理</p> <p>④ 収集したし尿は、し尿処理施設又は終末処理場のある下水道に搬入し処理する。</p> <p>3 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>(1) 県は、県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎的データや処理に係る手順を整理した県災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。<u>また、市町において、実効性のある計画が策定されるよう必要な助言を行う。</u></p> <p>(2) 市町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示した市町災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。</p> <p>(3) 県及び市町は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行できるようにするため、行動マニュアルを作成するものとする。</p>

修正後	修正前
<p><b>第19節 遺体の捜索、処理及び埋葬計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（<u>危機管理課</u>、生活衛生課）、警察本部、高松海上保安部</p> <p><b>第22節 文教対策計画</b></p> <p><b>7 埋蔵文化財対策</b></p> <p>(1) 市町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。</p> <p><b>第23節 公共施設等応急復旧計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>県（環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、市町、<u>四国総合通信局</u>、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、高松空港(株)</p> <p><b>第24節 ライフライン等応急復旧計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>県（下水道課）、市町、香川県広域水道企業団、<u>四国総合通信局</u>、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、(独)水資源機構、四国電力(株)香川支店、<u>四国電力送配電(株)高松支社</u>、中国電力(株)岡山支社、<u>中国電力ネットワーク(株)</u>、四国ガス(株)高松支店、N T T西日本(株)</p>	<p><b>第19節 遺体の捜索、処理及び埋葬計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（生活衛生課）、警察本部、高松海上保安部</p> <p><b>第22節 文教対策計画</b></p> <p><b>7 埋蔵文化財対策</b></p> <p>(1) 市町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。</p> <p><b>第23節 公共施設等応急復旧計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>県（環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、市町、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、高松空港(株)</p> <p><b>第24節 ライフライン等応急復旧計画</b></p> <p>主な実施機関</p> <p>県（下水道課）、市町、香川県広域水道企業団、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、(独)水資源機構、四国電力(株)香川支店、中国電力(株)岡山支社、四国ガス(株)高松支店、N T T西日本(株)香川支店、(株)N T Tドコモ四国支社</p>



修正後	修正前
<p>香川支店、(株)NTTドコモ四国支社</p> <p><b>第27節 要配慮者応急対策計画</b></p> <p><b>3 外国人対応</b></p> <p>(1) 市町は、必要と認めるときは、<u>通訳</u>ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。</p> <p>(2) 県及び市町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在住</u>外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。</p> <p>(4) 県は、市町からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に<u>通訳</u>ボランティア等の派遣を要請するものとする。</p> <p>(5) 県は、市町からの報告に基づき、<u>外国人</u>の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。</p> <p>(6) 県は、上記の支援を円滑に行うため、必要と認めるときは、<u>災害時多言語支援センター</u>を県内に設置し、県内外の自治体・団体等と連携して、センターの<u>運営</u>を行う。</p> <p><b>第36節 危険物等災害対策計画</b></p> <p><b>6 香川労働局の応急対策</b></p> <p>(3) 作業再開について労働災害<u>防止</u>のために必要な指導を行う。</p>	<p><b>第27節 要配慮者応急対策計画</b></p> <p><b>3 外国人対応</b></p> <p>(1) 市町は、必要と認めるときは、<u>外国語</u>のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。</p> <p>(2) 県及び市町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。</p> <p>(4) 県は、市町からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に<u>通訳者、語学</u>ボランティア等の派遣を要請するものとする。</p> <p>(5) 県は、市町からの報告に基づき、<u>在県</u>の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>第36節 危険物等災害対策計画</b></p> <p><b>6 香川労働局の応急対策</b></p> <p>(3) 作業再開について労働災害<u>防災</u>のために必要な指導を行う。</p>